

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年9月5日(火)午後4時

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	松	村	敏	彦	
13番	林			勉	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
19番	茨	木		清	
20番	林		吉	一	

4. 会議録署名委員 5 番 吉 川 敏 彦
 6 番 上 田 幸 子

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	三 村 明 生

6. 議 事

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 条許可） |
| 議案第 2 号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について（納税猶予（出口）） |
| 議案第 3 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（利用権設定） |
| 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（所有権移転） |

7. 会議の経過

(事務局長)

それでは、平成29年第9回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。なお、出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長より進行の方をお願いしたいと思います。

(会長)

本日の議案は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
(納税猶予(出口))
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転)

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。5番の吉川委員、6番の上田委員でございます。よろしく申し上げます。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)を議題といたします。受付番号26について、事務局説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる8月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- 3番 山本委員
- 5番 吉川委員
- 10番 西村職務代理者
- 17番 内田孝司委員
- 18番 小森委員

(事務局)

19番 茨木委員

事務局3名により実施しております。

議案第1号受付番号26について議案書1ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

本案件につきましては、生前贈与という形でございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧下さい。

また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書をご覧になり審議をお願いします。会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

さる25日にさきほど、事務局からありました委員と合同で現地調査をさせていただいた報告をいたします。

議案第1号受付番号26の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、写真では、綺麗な状態で写っていますし、現地におきましても水稲作付がされており、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第1号受付番号26の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号26に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

次に、議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について(納税猶予(出口))を議題とします。

受付番号9について、事務局説明願います。

(事務局)

(審議の前に、相続税の納税猶予について説明)

それでは、議案第2号受付番号9について議案書2ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。審議をお願いします。会長よろしくお願ひします。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願ひます。

(●●委員)

議案第2号受付番号9の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

議案第2号受付番号9の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようございませす。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号9について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

続きまして受付番号10と受付番号11は、該当農地が同じですのでまとめて事務局説明願ひませす。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番10について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。また、議案第2号受付番11について議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。これは、それぞれ持分2分の1ずつ持たれておるといような案件でございませす。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ペー

- (事務局) ジと4ページをご覧になり、審議をお願いします。会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第2号受付番号10、受付番号11の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われま
- (会長) 議案第2号受付番号10と受付番号11の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第2号受付番号10と受付番号11について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。
続きまして受付番号12について、事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第2号受付番号12について議案書5ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧になり、審議をお願いします。会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第2号受付番号12の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第2号受付番号12の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号12について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

続きまして受付番号13について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号13について議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。審議をお願いします。会長よろしく願います。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第2号受付番号13の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第2号受付番号13の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号13について、特例農地が農業相続人により、適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告

(会長)

します。

続きまして受付番号14について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号14について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。審議をお願いします。会長よろしくお願ひします。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第2号受付番号14の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

議案第2号受付番号14の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号14について、特例農地が農業相続人により、適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）」を議題とします。

受付番号33について、事務局説明願います。

(事務局)

(審議の前に、「農業経営基盤強化促進法第18条（利用権設定）」について説明)

それでは、議案第3号受付番号33について議案書8ペー

- (事務局) ジをご覧下さい。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 8 ページをご覧下さい。
利用権の設定については、本日 1 件ございますが、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●●●委員)
員) 議案第 3 号受付番号 33 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われま
- (会長) 議案第 3 号受付番号 33 の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。
- はい、●●委員。
- (●●委員)
員) この案件についてじゃないんやけどね。この地図で下の欠けてるやつはなんやねん。
これは、この土地やないの。
- (会長) 説明を願います。
- (事務局) 下が一部、欠けてるようになっておりますけども、ここは他人の名義になっておりまして。
- (●●委員)
員) これだけが。
- (事務局) こういう形になっております。
- (●●委員)
員) それは、借らはらへんねやな、この形のもんで利用権設定を受ける訳やね。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

うん、かまへん。

(会長)

その他、ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号33の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

これから審議していただく議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転）受付番号10につきましては、●●委員に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転）の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(●●委員 退席)

それでは受付番号10について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号10について議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

本案件につきましては、基盤強化促進法に基づく農地の売買でございます。間に京都府農業総合支援センター、機構というものが、間に入るものでございます。以前に地主さんの方から京都府の方に所有権移転が済みまして、この度、この案件では京都府の方から●●●●さんの方に名義の方が変わるというような案件でございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。所有権の移転については、本日2件ござい

- (事務局) ますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、説明願います。
- (●●委員) 議案第4号受付番号10の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) 議案第4号受付番号10の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第4号受付番号10の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

(●●委員 入室)
- 次に、受付番号11について事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第4号受付番号11について議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
本案件につきましても京都府から●●●さんの方に所有権が移るといような案件でございます。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、説明願います。
- (●●委員) 議案第4号受付番号11の案件につきまして、現地調査の

(●●委員)

報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第4号受付番号11の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号11の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

これで、予定した審議は終わります。本日は、報告はございません。

午後4時29分 終了